

昭和四十六年法律第四十号

民事訴訟費用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 裁判所に納める費用

手数料（第三条—第十条）

手数料以外の費用（第十一条—第十三条の二）

第三節 費用の取立て（第十四条—第十七条）

条)

第三章 証人等に対する給付（第十八条—第十九条の三）

第四章 雜則（第二十九条・第三十条）

附則 第一章 総則

（趣旨）

第二条 民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」という。）の費用については、他の法令に定めるものほか、この法律の定めるところによる。

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

（第九条第二項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額）

二 第十一条第一項の費用 その費用の額

三 執行官法（昭和四十一年法律第九百十一号）の規定による手数料及び費用 その手数料及び費用の額

四 当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他の裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が一人以上出頭したときは、そのうちの最も低額とな

る一人についての旅費、日当及び宿泊料）次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額

イ 旅費

（1） 旅行が本邦（國家公務員等の旅費に関じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と

（2） 在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅

行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び

方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った

交通費の額

（3） 旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証書類の交付を受けるために要する費用當該官庁等に支払うべき手数料の額に交付二回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額の額として最高裁判所が定める額

（4） 官庁その他の公の団体又は公証人から前号の書類の交付を受けるために要する費用當該官庁等に支払うべき手数料の額に交付二回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額の額として最高裁判所が定める額

（5） 文書等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（6） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（7） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（8） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（9） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（10） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（11） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（12） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（13） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（14） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（15） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（16） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（17） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（18） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

（19） 事件一件につき、事件の種類、当事者等の

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

けるために要する費用 裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額に交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額

（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）前号の例により算定した額

ただし、当事者等が出頭した場合における旅費、日当及び宿泊料の額として裁判所が相当と認める額を超えることができない。

に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては適用しない。同項第五号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度において、同様とする。

4 第一項及び第二項の申立てでは、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができる。

5 第一項及び第二項の申立てでは、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

6 第一項又は第二項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

7 第一項及び第二項の申立て並びにその申立てによる異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。）を準用する。

(再使用証明)

第十一条 前条第一項及び第二項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明をして還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明がされた収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

第二節 手数料以外の費用

第十二条 (納付義務) 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。ただし、特定申立て

に係る手続においては、第一号に掲げるもののうち、第十三条の料金に充てるための費用を納めることを要しない。

二 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

一 裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

三 裁判所が別段の定めがある場合を除き、申立てによる行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

四 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによる行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

五 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続を定める手続

六 少額訴訟債権執行（民事執行法第百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。以下同じ。）の手続

二 高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならない。

2 前項の規定による予納は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定により予納を命じた場合は、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならない。

二 裁判所は、第一項の規定により予納を命じた場合は、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者は、裁判上の和解、調停若しくは労働審判によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる。（予納がない場合の費用の取立て）

三 前条第一項の費用の取立てについては、第十一条第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあつては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第七項の規定は、前項の決定について準用する。

（訴訟上の救助により納付を猶予された費用の特例）

二 第十一条第一項の費用の取立てについては、第十一条第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあつては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第七項の規定は、前項の決定について準用する。

（訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）

二 第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八

2 第十九条 民事訴訟法第二百十八条第二項（これ

3 第二十条 民事訴訟等に関する法令の規定により

2 第二十二条 民事訴訟等に関する法令の規定によ

3 第二十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第二十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第二十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第二十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第二十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第二十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第二十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第三十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第三十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第三十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第三十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第三十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第三十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第三十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第三十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第三十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第三十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第四十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第四十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第四十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第四十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第四十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第四十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第四十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第四十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第四十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第四十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第五十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第五十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第五十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第五十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第五十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第五十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第五十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第五十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第五十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第五十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第六十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第六十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第六十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第六十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第六十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第六十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第六十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第六十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第六十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第六十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第七十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第七十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第七十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第七十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第七十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第七十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第七十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第七十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第七十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第七十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第八十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第八十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第八十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第八十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第八十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第八十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第八十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第八十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第八十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第八十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第九十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第九十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第九十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第九十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第九十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第九十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第九十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第九十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第九十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百零一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百零二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百零三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百零四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百零五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百零六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百零七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百零八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百零九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百一十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百一一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百一十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百一十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百一十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百一十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百一十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百一十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百一十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百一十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百二十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百二十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百二十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百二十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百二十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百二十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百二十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百二十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百二十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百三十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百三十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百三十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百三十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百三十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百三十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百三十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百三十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百三十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百三十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百四十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百四十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百四十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百四十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百四十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百四十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百四十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百四十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百四十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百四十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百五十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百五十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百五十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百五十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百五十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百五十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百五十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百五十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百五十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百五十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百六十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百六十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百六十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百六十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百六十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百六十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百六十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百六十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百六十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百六十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百七十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百七十一条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百七十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百七十三条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百七十四条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百七十五条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百七十六条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百七十七条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百七十八条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百七十九条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

2 第一百八十条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

3 第一百八十二条 民事訴訟法第二百三十二条の三第一項

路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。
2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所書記官が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所書記官が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものは特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものは普通急行料金又は準急行料金）並びに裁判所書記官が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所書記官が定める額によつて、航賃は現に支払った旅客運賃によつて、それれ算定する。

（日当の支給基準及び額）

第二十二条 日当は、出頭又は取調べ及びそれそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給する。
2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

（宿泊料の支給基準及び額）

第二十三条 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

（宿泊料の支給基準及び額）

第二十四条 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に定める。

（本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）
規定期を参考して、裁判所書記官が相当と認めるところによる。

（旅費等の計算）
第二十五条 旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の

例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

（鑑定料の額等）

第二十六条 第十八条第二項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

（請求の期限）

第二十七条 この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてはその完結の日から二月を経過した日までに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

（裁判官の権限）

第二十八条 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この章の規定による給付に関し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

（第三債務者の供託の費用の請求等）

第二十九条 民事執行法第一百五十六条第二項若しくは第三項又は溝納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十一年法律第九十四号）第三十六条の六第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 供託するために要する旅費、日当及び宿泊料 第二条第四号及び第五号の例により算定した額

（宿泊料の支給基準及び額）
（施行期日等）

二 供託所に出頭しないで供託することができることには、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けたために要する費用 提出又は交付一回につき第

二条第十八号の例により算定した額

（旅費等の計算）

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用 供託又はその事情の届出一件につき最高裁判所が定める額

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用 提出につき第一条第十八号の例により算定した額

（供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るもの）

2 前項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しなければ、支給しない。

（債務者の財産に関する情報の提供に要した報酬の請求等）

3 第一項の費用は、供託金から支給する。

（郵便切手等の管理）

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

（最高裁判所規則）

3 第二十九条の三 民事執行法第二百七条第一項又は第二項の申立てを認めたり定により命ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。

（第四章 雜則）

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる項の規定にかかるわらず、最高裁判所規則の定めどころによる。

（最高裁判所規則）

3 第二十九条の三 民事執行法第二百七条第一項又は第二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

（最高裁判所規則）

4 この法律の施行後に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる項の規定にかかるわらず、最高裁判所規則の定めどころによる。

（最高裁判所規則）

5 第二十九条の三 民事執行法第二百七条第一項又は第二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

（最高裁判所規則）

6 第二十九条の三 民事執行法第二百七条第一項又は第二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

（最高裁判所規則）

7 第二十九条の三 民事執行法第二百七条第一項又は第二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則 （昭和五〇年一二月二七日法律第一号）抄
第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（附則）

1 この法律は、昭和五四年三月三一日法律第一号（○号）抄
2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

（附則）

1 この法律は、昭和五五年五月一七日法律第一号（○号）抄
2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

（附則）

1 この法律は、昭和五五年五月一七日法律第一号（○号）抄
2 この法律は、昭和五六年一月一日から施行する。

（附則）

1 この法律は、昭和五六年一月一日から施行する。

（附則）

1 この法律は、昭和五六年一月一日から施行する。

（附則）

1 この法律は、昭和五六年一月一日から施行する。

（附則）

1 この法律は、昭和五六年十月一日から施行する。

（附則）

1 この法律は、昭和五五年五月二六日法律第六号（一号）抄
2 この法律は、昭和五五年十月一日から施行する。

（附則）

1 この法律は、昭和五五年十月一日から施行する。

（附則）

1 この法律は、昭和五五年十月一日から施行する。

| |
|---|
| ついては、同項中「四千円」とあるのは、「三千円」とする。 |
| 附 則 (平成一六年四月二一日法律第三) (施行期日) |
| 第一条 この法律は、平成十七年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 |
| 附 則 (平成一六年五月一二日法律第四) (施行期日) |
| 第一条 この法律は、平成十七年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 |

| |
|-------------------------------|
| 五号) 抄 (平成一六年五月一二日法律第四) (施行期日) |
|-------------------------------|

| |
|------------------------------|
| 附 則 (平成一六年六月二一日法律第七六) (施行期日) |
|------------------------------|

| |
|--|
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
|--|

| |
|-----------------------------|
| 附 則 (平成一六年六月九日法律第八四) (施行期日) |
|-----------------------------|

| |
|--|
| 第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。（政令への委任） |
|--|

| |
|-----------------------------------|
| 附 則 (平成一六年六月九日法律第八四) (号) 抄 (施行期日) |
|-----------------------------------|

| |
|--|
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
|--|

| |
|-----------------------------|
| 附 則 (平成一六年六月一八日法律第一) (施行期日) |
|-----------------------------|

| |
|-------------------------------------|
| 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。（経過措置の原則） |
|-------------------------------------|

| |
|--|
| 第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。 |
|--|

| |
|-----------------------------------|
| 附 則 (平成一六年六月一八日法律第一) (号) 抄 (施行期日) |
|-----------------------------------|

| |
|--|
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
|--|

| |
|-------------------------------------|
| 附 則 (平成一六年六月一八日法律第一) (二〇号) 抄 (施行期日) |
|-------------------------------------|

| |
|----------------------------|
| 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。 |
|----------------------------|

| |
|------------------------------------|
| 附 則 (平成一六年六月一八日法律第一) (五号) 抄 (施行期日) |
|------------------------------------|

| |
|--|
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
|--|

| |
|------------------------------------|
| 附 則 (平成一七年七月二六日法律第八) (七号) 抄 (施行期日) |
|------------------------------------|

| |
|---------------------------|
| 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。 |
|---------------------------|

| |
|------------------------------------|
| 附 則 (平成一九年七月一一日法律第一) (七号) 抄 (施行期日) |
|------------------------------------|

| |
|--------------------------------------|
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超経過した日から施行する。 |
|--------------------------------------|

| |
|-------------------------------------|
| 附 則 (平成一六年六月一八日法律第一) (二四号) 抄 (施行期日) |
|-------------------------------------|

| |
|-------------------------------|
| 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。 |
|-------------------------------|

| |
|------------------------------------|
| 附 則 (平成一六年六月一九日法律第六) (八号) 抄 (施行期日) |
|------------------------------------|

| |
|--------------------------------|
| 第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。 |
|--------------------------------|

| |
|------------------------------------|
| 附 則 (平成一五年六月二九日法律第六) (一号) 抄 (施行期日) |
|------------------------------------|

| |
|--------------------------------|
| 第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。 |
|--------------------------------|

| |
|-------------------------------------|
| 附 則 (平成一五年七月三日法律第七二) (九六号) 抄 (施行期日) |
|-------------------------------------|

| |
|-------------------------------------|
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。 |
|-------------------------------------|

| |
|-----------------------------------|
| 附 則 (平成一五年七月一七日法律第二) (号) 抄 (施行期日) |
|-----------------------------------|

| |
|--|
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
|--|

| |
|--|
| 附 則 (平成一五年七月一七日法律第二) (一附) 第二十九条 (号) 抄 (施行期日) |
|--|

| |
|---------------------------------------|
| 第一条 この法律の施行の日のいずれか遅い日当該各号に定める日から施行する。 |
|---------------------------------------|

| |
|--|
| 附 則 (平成一五年七月一七日法律第二) (二附) 第二十九条 (号) 抄 (施行期日) |
|--|

| |
|---------------------------------------|
| 第一条 この法律の施行の日のいずれか遅い日当該各号に定める日から施行する。 |
|---------------------------------------|

| |
|--|
| 附 則 (平成一五年七月一七日法律第二) (三附) 第二十九条 (号) 抄 (施行期日) |
|--|

| |
|---------------------------------------|
| 第一条 この法律の施行の日のいずれか遅い日当該各号に定める日から施行する。 |
|---------------------------------------|

| |
|--|
| 附 則 (平成一五年七月一七日法律第二) (四附) 第二十九条 (号) 抄 (施行期日) |
|--|

| |
|---------------------------------------|
| 第一条 この法律の施行の日のいずれか遅い日当該各号に定める日から施行する。 |
|---------------------------------------|

| 別表第一 (第三条、第四条関係) | 訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 | 訴え(反訴を除く。)の提起 |
|------------------------|---------------------------------|---------------|
| 上欄 | 下欄 | 項目 |
| 一 訴え (反訴を除く。)の提起 | | |

その目的訴訟の価額が五百円まで二万円まで超えて五百万円を証の目的訴訟の価額が五百円まで二十万円まで二万円まで超えて五百円を証の目的訴訟の価額が五百円まで五千円まで二万円まで超えて五百円を証の目的訴訟の価額が五千円まで一千円まで二万円まで超えて五百円を証の目的訴訟の価額が一千円まで三百円まで二万円まで超えて五百円を証の目的訴訟の価額が三百円まで一百円まで二万円まで超えて五百円を証の目的訴訟の価額が一百円まで十円まで二万円まで超えて五百円を証の目的訴訟の価額が十円まで一円まで二万円まで超えて五百円を証の目的訴訟の価額が一円まで

| 五 請求の変更 | 四 請求について判断をしなかつた判決 に対する控訴の提起又は上告の提起 若しくは上告受理の申立て | 三 上告の提起又は上告受理の申立て (四の項に掲げるものを除く。) | 二 控訴の提起 (四の項に掲げるものを除く。) | 一 の項に 一の額の 五倍の額 でごとに 円 |
|---|---|---|--------------------------------------|--|
| 前から求められることにあります、二つあります。請求審査に係る請求額を算出しよので、この変更のため、控訴審に係る請求額を算出します。 | 請求に従事するにあつて、この変更のため、控訴審に係る請求額を算出します。 | 請求に従事するにあつて、この変更のため、控訴審に係る請求額を算出します。 | 請求に従事するにあつて、この変更のため、控訴審に係る請求額を算出します。 | (六) 訴の目的 の価額が 五十億円 を超える 部分 その価額 千万円まで ごとに 一万円 |

| 六 反訴の提起 | に係る手 数料の額 を控除し た額 |
|--|--|
| た額を控除し た額に係る手 数料の額 を控除し た額 | た額に係る手 数料の額 を控除し た額に係る手 数料の額 を控除し た額 |

| 四 一 立 て 労 働 審 判 法 に よ る 労 働 審 判 手 続 の 申 立 て 又 は | 二 の 三 一 借 地 借 家 法 第 四 十 一 条 の 事 件 の 申 立 て の 変 更 |
|--|--|
| 民事調停法による調停の申立て又は労働審判手続きの申立て | 借地借家法第四十一条の事件の申立ての変更 |
| 民事調停法による調停の申立て又は労働審判手続きの申立ての変更 | 借地借家法第四十一条の事件の申立ての変更 |

制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行處分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分の取消しの申立て、不在者の財産の管理に関する処分の取消しの申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て又は義務の履行を命ずる審判を求める申立て

ロ 執行裁判所の執行處分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに關する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行處分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、同法第四十七条第四項若しくは第四十九条第五項の規定による所書記官の処分に対する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項の規定による売却のための保全処分若しくは同法第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高賃買受申出入若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規定による強制競売の手続の取消し

、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第二百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を手続代理人に選任する申立て、特定債務等の調整の促進のための特調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百五条の四第一項若しくは第五条第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十一条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百二十四号）第一百四条の六第一項若しくは第五条第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第二百九号）第三十九条第一項若しくは第五条第一項の規定による申立て、年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て、年法律第四十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第二百三号）第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十二条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て又は仲裁法第四十九条第七項の規定による申立てへ執行官の執行処分又はその遅延に対する執行異議の申立て

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|--|---|---|---|--|--|
| | | | | | | | | | |
| 二 く。 に掲 げるも のを除 く。)控 訴の提 起(四 の項) | 訴え(反訴を除く。) の提起 | イ及び口に掲げる額の合 算額 | イ訴訟の目的の価額に 応じ、次に定めるところ により算出して得た額 (二)訴訟の目的の価額 が百万円までの部分 その価額十万円までご とに千円 | イ訴訟の目的の価額 が百万円を超えて五百萬円 までの部分 その価額二十万円までご とに千円 | イ訴訟の目的の価額 が五百萬円を超えて千万円 までの部分 その価額五十万円までご とに二千円 | イ訴訟の目的の価額 が五千円を超えて十億円ま での部分 その価額百万円までご とに三千円 | イ訴訟の目的の価額 が十億円を超えて五十億円 までの部分 その価額五百萬円までご とに一萬円 | イ訴訟の目的の価額 が五十億円を超える部分 その価額千万円までご とに一萬円 | イ訴訟の目的の価額 が二以上の場合にあつて は、被告の数 じた数に二千円を乗じて 得た額を加算した額 ロ報處理組織を使用する方 法による申立てをする場 合にあつては、千四百 円)。ただし、被告の 数に二千五百円(電子情 報處理組織を使用する方 法による申立てをする場 合にあつては、二千五百 円)。ただし、被告の 数から一を減じて 得た額を加算した額 |
| 算額 イ及び ロに掲 げる額 の合 | イ及び口に掲げる額の合 算額 | イ訴訟の目的の価額に 応じ、次に定めるところ により算出して得た額 (二)訴訟の目的の価額 が百万円までの部分 その価額十万円までご とに千円 | イ訴訟の目的の価額 が百万円を超えて五百萬円 までの部分 その価額二十万円までご とに千円 | イ訴訟の目的の価額 が五百萬円を超えて千万円 までの部分 その価額五十万円までご とに二千円 | イ訴訟の目的の価額 が五千円を超えて十億円ま での部分 その価額一百万円までご とに三千円 | イ訴訟の目的の価額 が十億円を超えて五十億円 までの部分 その価額五百萬円までご とに一萬円 | イ訴訟の目的の価額 が五十億円を超える部分 その価額千万円までご とに一萬円 | イ訴訟の目的の価額 が二以上の場合にあつて は、被告の数 じた数に二千円を乗じて 得た額を加算した額 ロ報處理組織を使用する方 法による申立てをする場 合にあつては、千四百 円)。ただし、被告の 数に二千五百円(電子情 報處理組織を使用する方 法による申立てをする場 合にあつては、二千五百 円)。ただし、被告の 数から一を減じて 得た額を加算した額 | イ訴訟の目的の価額に 応じ、次に定めるところ により算出して得た額 (二)訴訟の目的の価額 が百万円までの部分 その価額十万円までご とに千円 |
| 六 反訴の提 起 | 五 請求の変 更 | 四 請求について判断を しなかつた判決に対 する控訴の提起若しくは 上告の提起の申立て しない場合は上告の申立て | 三 上告の提起又は上告 に掲げるものを除 く。)受 理の申立て(四 の項) | 二 反訴の提 起 | 一 一の項イ により算出 して得た額の 一・五倍 | 一 の項イ により算出 して得た額の 二倍の額 | 一 の項イ により算出 して得た額の 八百円) | 一 の項イ により算出 して得た額の 八百円) | 一 の項イ により算出 して得た額の 八百円) |
| 三 民事訴訟法の規 定による特別代理人 の選任の申立て、弁 | 二 行政事件訴訟法の規 定による執行停止の 申立て又は仮の義務 付け若しくは仮の差 止めの申立て | 一 ○一 支払督促の申立て 和解の申立て | 九 簡易裁判所に対する 再審の訴えの提起 | 八 簡易裁判所に対する 再審の訴えの提起 | 七 民事訴訟法第四十七 条第一項若しくは第 五十二条第一項又は 民事再生法第二百三十 条第一項若しくは三の項 イ、第一審にお いて請求について判 断し、第二審において請求 について判断しなかつた 判決に係る上告審にお ける参加については二の項 イにより算出して得 た額 | 六 民事訴訟法第四十七 条第一項若しくは第 五十二条第一項又は 民事再生法第二百三十 条第一項若しくは三の項 イ、第一審にお いて請求について判 断し、第二審において請求 について判断しなかつた 判決に係る上告審にお ける参加については二の項 イにより算出して得 た額 | 五 民事訴訟法第四十七 条第一項若しくは第 五十二条第一項又は 民事再生法第二百三十 条第一項若しくは三の項 イ、第一審にお いて請求について判 断し、第二審において請求 について判断しなかつた 判決に係る上告審にお ける参加については二の項 イにより算出して得 た額 | 四 民事訴訟法第四十七 条第一項若しくは第 五十二条第一項又は 民事再生法第二百三十 条第一項若しくは三の項 イ、第一審にお いて請求について判 断し、第二審において請求 について判断しなかつた 判決に係る上告審にお ける参加については二の項 イにより算出して得 た額 | 三 民事訴訟法第四十七 条第一項若しくは第 五十二条第一項又は 民事再生法第二百三十 条第一項若しくは三の項 イ、第一審にお いて請求について判 断し、第二審において請求 について判断しなかつた 判決に係る上告審にお ける参加については二の項 イにより算出して得 た額 |
| 五百円 | 二千円 | 二千七百円(電子情 報處理組織を使用する方 法による申立てをする場 合にあつては、二千五百 円) | 二千七百円(電子情 報處理組織を使用する方 法による申立てをする場 合にあつては、二千五百 円) | 二千七百円(電子情 報處理組織を使用する方 法による申立てをする場合 にあつては、二千五百 円) | 二千七百円(電子情 報處理組織を使用する方 法による申立てをする場合 にあつては、二千五百 円) | 二千七百円(電子情 報處理組織を使用する方 法による申立てをする場合 にあつては、二千五百 円) | 二千七百円(電子情 報處理組織を使用する方 法による申立てをする場合 にあつては、二千五百 円) | 二千七百円(電子情 報處理組織を使用する方 法による申立てをする場合 にあつては、二千五百 円) | 二千七百円(電子情 報處理組織を使用する方 法による申立てをする場合 にあつては、二千五百 円) |

| |
|--|
| 護士でない者を訴 代理人に選任するこ との許可を求める申 立て、秘密記載部分 の閲覧等の請求をす ることができる者を 当事者に限る決定を 求める申立て、その 決定の取消しの申立 て、秘匿決定を求め る申立て、秘匿事項 記載部分の閲覧等の 請求をすることがで きる者を秘匿決定に 係る秘匿対象者に限 る決定を求める申立 て、秘匿決定等の取 消しの申立て、秘匿 決定等により閲覧等 が制限される部分に つき閲覧等をするこ との許可を求める申 立て、裁判所書記官 の処分に対する異議 の申立て、訴えの提 起前における証拠収 集の処分の申立て、 訴えの提起前における 証拠保全の申立て、 手形訴訟若しくは小切 手訴訟の終局判決に 対する異議の申立て、 受託裁判官若しくは受 命裁判官の裁判に對 する異議の申立て、少 額訴訟の申立て、局 部の申立て、少額訴 訟の申立て、局判決 に対する異議の申立て、 執行の停止、開始若 しくは続行を命じ、若 しくは執行処分の取 消しを命ずる裁判を 求める申立て |
|--|

口 参加（七の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働組合若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、特許法第百五条の二の三第一項、第百五条の四第一項若しくは第五百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法第百十五条の六第一項若しくは第五百十四条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法第十条第一項若しくは第百十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十九条第一項若しくは第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項若しくは第四十四条第一項若しくは第十二条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て、種苗法第四十条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律第十三条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て、最高裁判所の規則の定めによる申立てのうち前に掲げる項の規定による申立てに類似するも

| | | | | | | | |
|----------------------------------|--|---|--------------------------------|---|-------------------------------------|---|--------------------------------|
| | | | | | | | |
| 四 一 のとして最高裁判所が定めるもの | 五 千円（電子情報処理組合による執行停止の織を使用する方法による申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立てについて、三千九百円） | 六 一 民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立てに よる申立て | 五 一 一四の項に規定する抗告の許可の申立て | 三 千円（電子情報処理組合による申立てをする場合にあつては、一千九百円） | 一 民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て | 二 千七百円（電子情報処理組合を使用する方法による申立てをする場合には、当該申立てにについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。 | 一 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 |
| 二 事件の記録の正本、用紙一枚につき百五十円 の提供 | 二 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 三 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 四 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 五 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 六 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 七 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 八 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 |
| 二 事件の記録の正本、用紙一枚につき百五十円 の提供 | 二 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 三 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 四 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 五 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 六 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 七 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 八 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 |
| 二 事件の記録の正本、用紙一枚につき百五十円 の提供 | 二 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 三 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 四 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 五 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 六 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 七 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 | 八 事件の記録の閲覧、一件につき百五十円 の提供 |

| | |
|---------------------|---|
| 四 執行文の付与 | 三 事件に関する事項を一件につき百五十円（事件の記録の写しについて又は該事項を証明した電磁的記録の提供） |
| 一通につき三百円 （と百五十円） | 磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときのその書面。以下同じ。）の記載と相違ない旨の説明に係るものについては、原本十枚まで（と百五十円） |